

# 明治末期 北西ハワイ諸島における日本人による 鳥類密猟事件

——バード・ラッシュの一角——

平 岡 昭 利

## 目 次

1. はじめに
2. ハームズ環礁における日本人漁夫救助の一件
  - (1) 事件の経過と在ホノルル日本領事館の対応
  - (2) 事件に対する日本国内の動き
3. レイサン島での日本人密猟者拿捕の一件
  - (1) 事件の発生と遠洋漁業奨励法
  - (2) 組織的な鳥類密猟の裏で
  - (3) 官憲による調査の進展と鳥類密猟事業の構図
4. あとがき

## 1. はじめに

明治期、多くの日本人が一攫千金を夢みて南洋の島々に進出したが、何の目的を持って小さな島々をめざしたのであろうか。この疑問に対して、筆者は南洋進出の原動力となったのは、アホウドリなどの鳥類捕獲であったと想定し、日本人の南洋進出とその背景を探る作業を行ってきた<sup>1)</sup>。

日本人のアホウドリなどの鳥類を求めた行動は、明治中期以降、急激に拡大した。ヨーロッパでは婦人用帽子に使用する羽や羽毛は高価な価格で売買され、当時、日本はその主要な供給地であった<sup>2)</sup>。アメリカ人がグアノを求めて太平洋へ進出したことをスカッグスが“グアノラッシュ”と称した<sup>3)</sup>のに対し、筆者はこの日本人の鳥類を求めた太平洋進出を“バードラッシュ”と規定した<sup>4)</sup>。

このようなアホウドリなどの鳥類を求めた日本人の行動は、1897年(明治30)頃には遠くミッドウェーなど北西ハワイ諸島にまで達した。アメリカ政府は日本人の侵入を防ぐための鳥類保護法などの法的手段を講じたものの、侵入は続き数々の事件が発生した<sup>5)</sup>。本研究は、このうち2つの事件を取り上げ、日本人によるバードラッシュともいえる密猟の構図を明らかにすることを意図する。

## 2. ハームズ環礁における日本人漁夫救助の一件

### (1) 事件の経過と在ホノルル日本領事館の対応

1908年(明治41)12月19日付ニューヨークタイムズ紙は、中部太平洋の孤島に、羽毛採取に従事していた日本人3人が置き去りにされた事件について詳しく報道した<sup>6)</sup>。翌20日、在ホノルル日本総領事の野野専一は、外務大臣小村寿太郎に北西ハワイ諸島のハームズ環礁で、3人の日本人がアメリカ海底電信会社の船に救助されたこと、さらに2日後の22日には、救助されたのは品川船籍のKioho丸(?)の乗組員であり、「鳥ノ羽毛ヲ採取スル目的…」で日本人4人がハームズ環礁に上陸したが船は行方不明となり、島に残された者のうち1名が死亡し、救助されたのは3人であることを打電した<sup>7)</sup>。

翌1909年1月9日には、上野総領事から小村外務大臣に日本人を救助したのはコマーシャル・パシフィック・ケーブル会社(Commercial Pacific Cable Company)所有のフローレンス・ワード(Flaurence Word)号であることなど、事件の経過についての上申書が届くとともに、ハームズ環礁の日本人密猟者を取り締まる監視船の必要性を強調した記事<sup>8)</sup>が載っている1908年11月26日付地元新聞のアドバタイザー紙も同封されていた。

ハームズ環礁で日本人3名を救助したフローレンス・ワード号は、ミッドウェー島を經由して1909年1月16日にホノルルに着いた。3人の日本人は、東京都八丈島小島の浅沼松市26歳、同じく八丈島大賀郷の菊池惣作31歳、東京都浅草区の正野貞次郎28歳であることが判明し、在ホノルル日本総領事館で遭難の状況が聴取された。以下、聴取された証言による事件のあらましである<sup>9)</sup>。

共豊丸は、1908年6月7日3名を含めて18名が

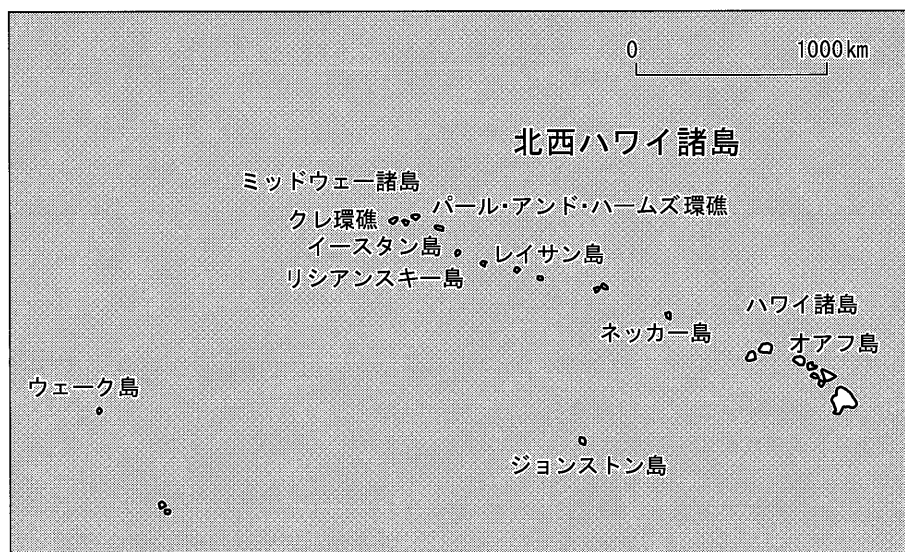


図1 パール・アンド・ハームズ環礁とレイサン島

乗り、北西ハワイ諸島に向けて品川を出港、船長は杉江常太郎であった。杉江は、在ホノルル日本領事館から鳥類密猟を業としている注意人物としてマークされている人物であり、5年前にもリシアンスキー島で、日本人77名が餓死寸前で救助された鳥類密猟事件があったが、同人は、その時の事務局長であった。船は1ヵ月後の7月5日にハームズ環礁に到着し、4名が1ヵ月分の食料を携帯し島に上陸したという。

上陸後、すぐに台風襲来共豊丸は行方不明となり、このため、わずかの食料で3ヵ月間露命を繋いできた。その間、神奈川県三浦郡出身の杉山福松35歳が全身の膨れにより死亡し、浅沼松市も同様の病気にかかっていたが12月5日にフローレンス・ワード号に救助されたと証言した。

3名の日本人は、難民としてホノルル上陸が許可され日本式旅館の川崎屋に収容された。彼らはハームズ環礁への上陸目的を鮫漁と供述していたが、鳥類の密猟は明白であった。すでにアメリカの動物保護団体は、鳥類密猟について日本政府に抗議するようにアメリカ国務省に働きかけていた。また、1902年の南鳥島事件で同島に上陸したこともある博物学者のブライアン (W.A.Bryan)<sup>10)</sup>は、以前に日本政府と結んだ協定<sup>11)</sup>に違反したハームズ環礁への上陸であることをハワイ州知事に報告していた。

在ホノルル日本領事館も、これら3名は「当地ニ滞在セシメザル方 得策ト被為思考候…」として日本に帰国させることを決定していた。ただ、帰国の

ための旅費の捻出に領事館は苦慮し、日本人の慈善団体などに寄付の相談をしていたが、密猟者への寄付は難しいとして、これを断念した。次いで「在外国難民対応金」の使用を考えたもののこれも密猟者への適用は困難と判断し、結局、「特別移民資金」から帰国旅費を拠出することにし、翌1909年1月23日ホノルル発のチャイナ号で帰国させることとした。しかし、3名は帰国を希望せず、ハワイに滞在することを主張したのである。総領事と3名とのやりとりは次の如くである<sup>12)</sup>。

総領事：本日「チャイナ」号カ日本へ向ケ当地ヲ出帆スルニ依リ、同船ニテ帰国スヘシ、尤モ当地滞在ノ費用並運賃ハ一切当館ニテ処分シ遣ハスヘシ

浅沼松一：私共、幸ニ一命ヲ助カリマシテ当地へ上陸致シマシタ以上ハ、当地ニテ適当ナル職業ニ就キタキ希望テ御座リマス

総領事：其希望ハ、兎ニ角、現在故郷ニアル親類モ心配シ居ルヘク、又一同ハ同乗組船友ノ行衛<sup>(ママ)</sup>ヲモ搜索スル義務アルニヨリ、一旦、本邦ニ帰国スル方可ナラン

正野貞次郎：今、此儘ニテ日本へ帰国スルモ友人其他ニ対シ不面目ナルノミナラス、却テ親類ノ厄介者トナル故、此地ニ於テ両三年労働シテ多少ノ貯蓄ヲ為シ帰国致シタク御座リマス

総領事：最初ノ目的ハ鮫漁ニシテ本地ニ来タルハ日本ニ送還セラル々順序トシテ、仮ニ上陸シタル次第ナレハ、一應帰国シテ其遭難当時ノ模様ヲ世

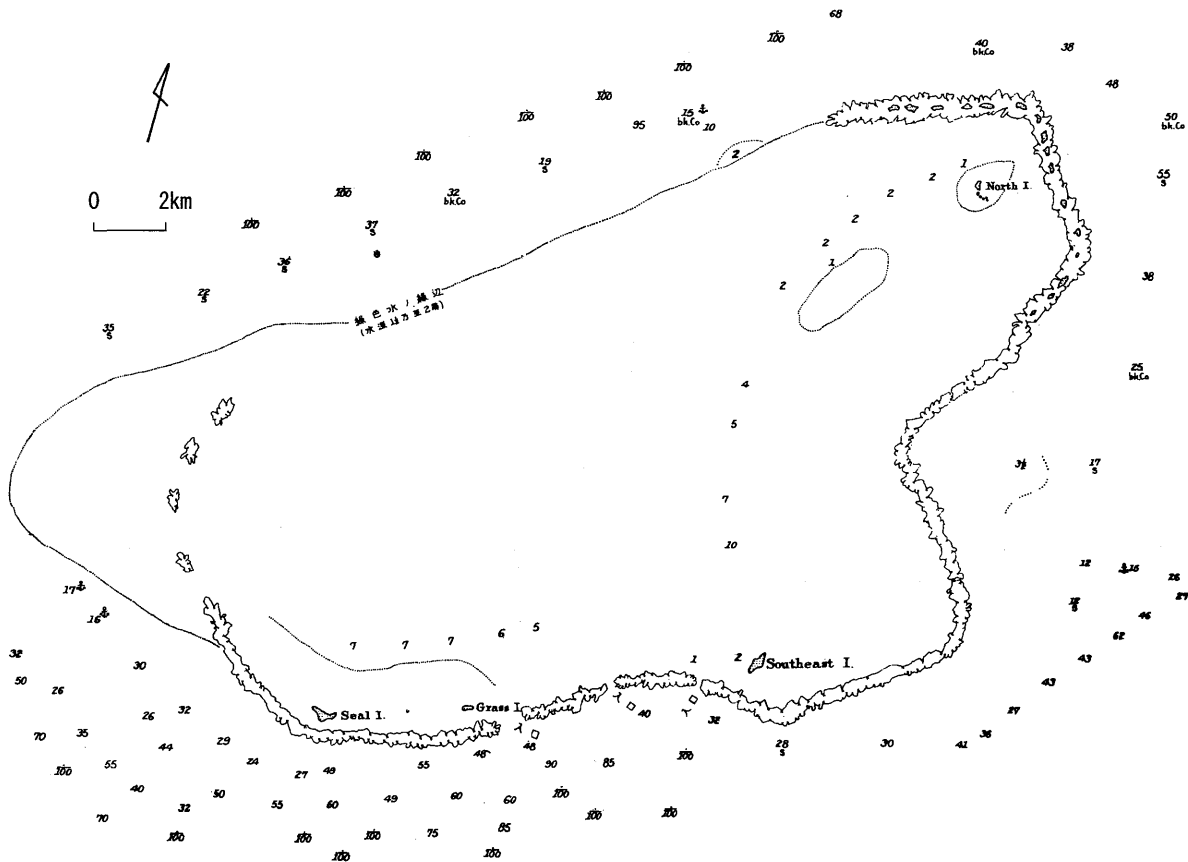


図2 パール・アンド・ハームズ環礁の海図 水路部「布哇西方諸島嶼 第2」1928年9月11日発行

間ニ知ラシメ船友ノ救助ニカヲ儘シ、一方、労働ニ就キタキ希望アラハ此迄経験アル事業ニ奮励シテハ如何

三名ノ者：御説諭ハ至極御尤テ御座リマスガ、何程考ヘマシテモ帰国スル希望ハアリマセン、又、上陸後ノ宿泊料其他一切ノ費用ヲ自弁致シマスハ勿論、以後誓テ貴館ニ御厄介ヲ掛ケマセン

とあるように、3名の日本人は、チャイナ号のホノルル出港当日の朝、帰国を拒否したのである。結局、宿泊していた川崎屋の主人が、彼らの身元引受人となり、移民局は入国を許可したのであった。

## (2) 事件に対する日本国内の動き

一方、日本国内においては、この件に関して在日アメリカ大使より外務省に鳥類密猟への取り締まり強化の要求があり、3月になって小村外務大臣は、平田内務大臣に全国の府県知事へ密猟船の外国への航海を取り締まるように要請し、同時にアメリカ大使へは、これまで以上に国内から出港する密猟船を厳重に取り締まることを伝えた。また、在ホノルル日本総領事の上野専一から外務省に要請のあった日

本人3名を救助したフローレンス・ワード号船長への行賞(紅綬褒賞)を決定していた。

その後、東京地方海員審判所でハームズ環礁における日本人遺棄事件の審理があり、また、共豊丸を調査した愛知県の報告によって、北西ハワイ諸島のバード・ラッシュへの組織的(会社ぐるみ)な密猟が明らかとなり、在ホノルル日本領事館が作成した聴取書との違いも浮かび上がってきた。

密猟に使用された共豊丸は、愛知県の知多商船合名会社所有の帆船であり、この船を月額250円という高額な値段で借り入れたのが、北西ハワイ諸島で鳥類の密猟を組織的に行っていた南洋漁業組合の中心的な人物である山内源吉であった。なお、救助された3名のホノルルでの聴取では、品川を出港したのは1908年6月7日と供述していたが、実際は、もっと早く2月11日であり、乗組員の人数も18名ではなく47名であった。ホノルルでの供述は、北西ハワイ諸島への進出目的を遠洋漁業の鱈漁と述べていることから、少人数にと口裏を合わせたものと考えられる。

共豊丸は、3月初旬に北西ハワイ諸島に着き、鳥

類捕獲のため島々に4～5名から10名程度のグループで2～3ヵ月分の食料を携帯し上陸、それまで捕獲作業を行ってきた労働者と交代した。救助された3名は、同船は行方不明となったと供述したが、事実とはそうではなく、それぞれの島で捕獲した羽毛や鳥類、鳥糞を収集し、8月17日に品川に帰港した。持ち帰った鳥数は70～80万羽、鳥糞10トン余りで、すぐに売却し、その金額は3万円であった。労働者には、普通の給料の他、収益の1割の配当があっただけであった。共豊丸は8月下旬に山内源吉から知多商船合名会社に返されており、常滑港に繋留されていることも判明した。このように在ホノルルの日本総領事での聴取と、海員審判所での審議内容とは大きく異なっていた。

この事件では、死亡者もでていたことから、横浜水上警察署も調査に乗り出し、1909年4月13日には、神奈川県警務長宛に報告書を提出している。以下、密猟の実態を明らかにしている報告書によると<sup>13)</sup>、東経160度より西経160度間の中部太平洋には、無数ともいえるほどの鳥類が群棲する多くの無人島が点在している。その多くがアメリカ領であるが、これらの島々には、巡邏船が年1回程度派遣されるだけであるため、日本人が「海鳥捕獲ノ目的ヲ以テ窃カニ小帆船ヲ送りテ密猟ニ従事シ居ル数多有之趣キニ候…」として中部太平洋で日本人が主に密猟を行っている島嶼は、1. リシアンスキー島 2. ウェーク島 3. スミッス島(一名ガスペリコ島) 4. ジョンストン島 5. レイサン島 6. ハームズ島(一名真珠島)であると指摘している。

日本からの密猟船は、これらの島々で捕鳥に従事する労働者を乗せて行き、すでに島で鳥類捕獲に従事していた労働者と交代、新たな労働者を島に下ろし、捕獲した鳥類・羽毛を積み日本に帰航する。ただ、1ヵ月間で10万羽以上の鳥類を捕獲した場合は、労働者の交代はなく、そのまま日本に帰航する場合もある。使用している帆船は100トン程度と小さく、遠洋航海には不向きでその資格さえないが、事故が起きた場合は、天候不良もしくは船体損傷を理由としてアメリカの領海に入ったことを装うという。

この鳥類密猟事業は、「最モ冒険的ノモノナレドモ其ノ利益ハ、頗ル莫大ナルカ為、是等捕鳥ニ従事スル人夫等モ生命ヲ賭シ進テ雇ハレシコトヲ希望

スル者多数アリ…」(傍点筆者)として、捕獲し海外へ輸出する鳥数は、年間に100万羽と推定され、その主な輸出先はフランスであるとした。また、外国の島嶼での日本人による鳥類の密猟は、冒険的な事業とは言え、島に残留して非業の死をとげた労働者もいることから人道問題を惹起するだけでなく、領土に関する国際問題を引き起こす危険もあるとしたうえで、「乍去、此事業ハ洋中ニ於ケル遺利ニシテ本邦人ノ所得ニ帰スルコト其額尠少ナラサルヲ以テ、若シ相当方法ノ下ニ彼等ヲシテ之レニ従事セシムルコトヲ得ルノ途ヲ講スルノ余地アラハ、蓋シ輕々ニ看過スベカラザル問題ト存候」(傍点筆者)と、報告書の末尾には密猟を肯定するような意見が付けられていた。

### 3. レイサン島での日本人密猟者拿捕の一件

#### (1) 事件の発生と遠洋漁業奨励法

1910年1月17日、在日アメリカ大使は、北西ハワイ諸島での日本人による鳥類密猟について、小村外務大臣に1905年の日米両政府間での合意、並びに1909年アメリカ大統領ルーズベルトが発令した鳥類保護の行政命令を日本が順守するように求めた。9日後の1月26日、在ホノルル日本総領事の上野専一は、北西ハワイ諸島海域に派遣されていたアメリカの巡邏船が、日本人と思われる23名を密猟の容疑で逮捕、鳥翼25万9,000個を押収しホノルルに連行中であること、続いて28日には、これらの逮捕者は日本人であり、ホノルル到着後はアメリカ合衆国地方裁判所で審議が開始されるであろうことを小村外務大臣へ打電した<sup>14)</sup>。

拿捕された23名の日本人からの情報によって、レイサン島での鳥類密猟を日本で組織したのは、前述したハームズ環礁の事件の首謀者である山口源吉と、同人と関係の深い日本漁業株式会社であり、これら密猟船は農商務省の遠洋漁業奨励法による補助事業の対象船であり、日本漁業株式会社は多額の補助金を受給していた。

遠洋漁業奨励法というのは、農商務省大臣の榎本武揚が、日本近海へ出沒する外国の遠洋漁業船に対抗するため、わが国の遠洋漁業の育成、発展を意図した法律で、1897年(明治30)帝国議会提出、翌98年から施行された。その後、1924年(大正13)ま

で長期間にわたり多額の奨励事業が続けられた<sup>15)</sup>。日本漁業株式会社の所有船では、天鵬丸、久保丸、報救丸、新潟丸などが遠洋漁業奨励事業の対象になっており、対象漁業形態では、天鵬丸がオットセイ猟、立縄、鱈漁業、報救丸がオットセイ猟、新潟丸が鱈漁であった。奨励金は、久保丸が1903年(明治36)から3カ年間で4,151円、天鵬丸は1907年から3カ年間に5,445円など多くの船が多額の奨励金を受けながら<sup>16)</sup>、対象である遠洋漁業を行わず、より利益が出る鳥類密猟を業としていたのであった。

## (2) 組織的な鳥類密猟の裏で

日本人23名は大陪審で取り調べられた後、鳥類密猟者として告発され、1910年2月21日からホノルル地方裁判所で公判が開始されることになった。これに先立って在ホノルル日本総領事の上野専一は、小村外務大臣に宛てて弁護士費用を雇用者である山口源吉に負担させるようにと上申した。一方、日本国内ではレイサン島の鳥類密猟事件について、遠洋漁業奨励金との関係から農商務省水産局が、日本漁業株式会社へ質問状を送付している。これに2月21日付で回答した同社支配人の鷺山貫一は、「今般、米国巡邏船ノ為メニ拿捕セラレタル本目政義他、二十二名ハ山内源吉ノ使用人ニシテ日本漁業会社鱈漁船天鵬丸ニ便乗シレイサン及リシアンスキーの両島ニ渡航シ、鳥糞採集及捕鳥事業ニ従事シツツアリシモノニシテ同社ハ之ニ関係無之…」と事件とは無関係であるとした。ただ、事件のいきさつを山内源吉から聞いたところによると、レイサン、リシアンスキーの両島で行っている捕鳥・鳥糞採取事業は、島の租借権者であるマックス・シュレンマーとの契約に基づいて行われており<sup>17)</sup>、彼には、その対価として月150ドルの報酬を支払っていることを述べ、故に山内はマックス・シュレンマーの代理権者として事業を行い、拿捕された23名の日本人は、山内の代理として事業に従事したものと見え、「故ニ米国巡邏船ニ拿捕セラルル理由ナク…」とし、その責任はマックス・シュレンマーにあるとした。回答した鷺山は、冒頭では日本漁業株式会社は事件と無関係と主張しつつ、回答は詳細にわたり山内を弁護したものとなっている。

また、2月23日には山内自身が在ホノルル日本総領事の上野に宛てて、この件についての「事実証

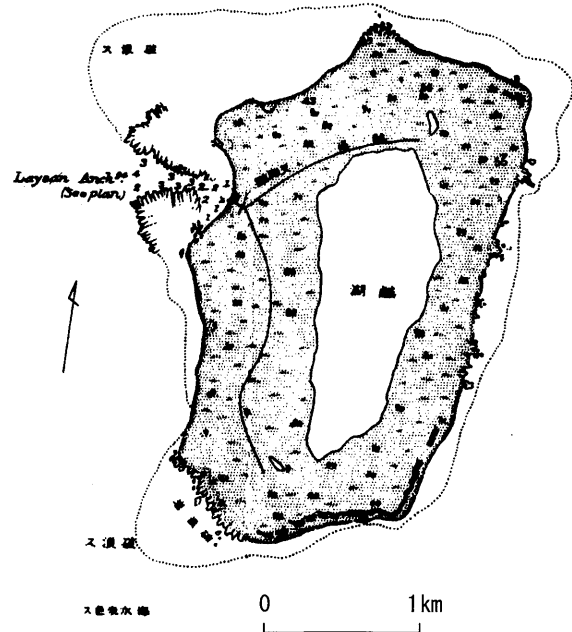


図4 レイサン島の海図 水路部「布哇西方諸島嶼 第2」1928年9月11日発行

明書」を郵送している。それによると、1908年(明治41)12月21日、マックス・シュレンマーが来日し、東京で同氏が持参したレイサン、リシアンスキー両島の権利証書を確認したうえで、同氏から事業を引き継ぐことにし、その代理権証書を得ることで契約をした。その後、両者とも、不備のあることに気づき、以下の点について念書を交わした。その1つが、契約書の第1条にある「凡テノ産物」は、当然、鳥類も含むこと、2つ目は太平洋鳥糞肥料会社の租借権名義をマックス・シュレンマー名義に変更するため、現在、アメリカ政府に出願中であること、代理報酬として月額150ドルを同氏に送金することを確認している。送金額は1909年12月までに1650ドルを送金したという。だが、同月になって、突然、マックス・シュレンマーから、これらの島々の租借権が取り消されるかもしれないという連絡が入り、日本への引き上げを検討したところ、翌1910年2月9日に日本人労働者が拿捕されたという連絡を受けたとした。

以上の事実経過から、山内は「…布哇政府ハ昨年二月マックス・シュレンマーニ許可シリアル租借権ヲ取消シ拙者トマックス・シュレンマーノ契約ヲ消滅セシメ而シテ突然拙者ノ人夫ヲ拘引セラレタルモノニアラサルカ果タシテ然リトセバ頗ル無理ナル処置ト謂ハサル可カラス<sup>18)</sup>…」と述べ、

山内は、マックス・シュレンマーの租借権が取り消されたという通知を受けていないし、当然、島に派遣の日本人労働者は全く知らないことであると主張した。また、捕鳥事業について、これをアメリカ政府は違法としているが、マックス・シュレンマーとの契約文書では差し支えないものと明言し、彼はレイサン島に出向き、捕鳥事業の監督もしている。加えてマックス・シュレンマーは「…一私人ニアラスシテ布哇政府ノ警察官タルガ故ニ卑モ虚偽ノ言明ヲ為スヘキ筈ナク<sup>19)</sup>…」(傍点筆者)と、さらに「故ニ捕鳥事業カ違法ナリトノ説モ信スル能ハス<sup>20)</sup>…」とまで述べた。

以上の山内の「事実証明書」が、ホノルルの日本総領事館に届き、公判は山内側に有利に展開する。3月15日、地方裁判所は、日本人23名は合衆国の禁令を知らずに労働しただけであるとして、無罪同然の24時間の禁固の判決が下された。反面、マックス・シュレンマーには、日本人に対する契約移民法に違反するものとして高額な罰金が申し渡されたという<sup>21)</sup>。

### (3) 官憲による調査の進展と鳥類密猟事業の構図

一方、日本国内では、警察が密猟事件として調査を開始しており、3月には関税法違反の疑いがあるとして横浜税関に通牒した。その報告によると山内、鷺山は巨利を得ようとレイサン、リシアンスキー島の2島で鳥類捕獲を計画し、アメリカ政府から燐鉍採取の目的で同島々の15年間の租借を認められたマックス・シュレンマーを来日させ、毎月150ドルのコミッション料を支払う条件で、燐鉍採取だけでなく、捕鳥事業の代理契約を結んだ。資金力の乏しい山内は、鷺山と謀り、日本漁業株式会社の中に共同で「利産商会」という会社を作り、1909年(明治42)2月10日、日本漁業株式会社の天鵬丸に労働者20数名を乗せ、レイサン島に向けて品川から出港させた。船はレイサン島に着き労働者を上陸させたが、その際、難破した2~3の漁船を発見、救助するとともに密猟の鳥類剥製、羽毛を積み込み、日本へ帰航、5月27日に品川に着いた。捕獲物を陸揚げすると、7月18日、再びレイサン島に向けて出港し、10月31日にレイサン島から品川に帰港した。日本に持ち帰った鳥類製品の価格は前者が1,300円、後者が約1万円であったと報告してい

る。

1910年(明治43)4月2日には、警視総監から外務省警保局長へ通牒があったが、それによると次のような意外な事実が書かれてあった。山内と鷺山は共同して、日本漁業株式会社を組織したが、「…愛知県知多郡常滑 杉田常太郎ナルモノ豫テ南洋地方ニ於テ鱻猟ヲ為セシヨリ、同人ト事業ヲ共同スルニ至レリ<sup>19)</sup>…」(傍点筆者)とあった。これまで山内、鷺山とマックス・シュレンマーとの接点が不明であったが、杉江が絡んでいたことが明らかとなった。杉江は、南洋、特に北西ハワイ諸島に詳しく、1904年にはリシアンスキー島で日本人77名がアメリカの税関船に逮捕された事件があったが、彼はその時の事務長であり、また、前述のハームズ環礁事件では船長で、山内とは密接な関係をもっていた。在ホノルル日本総領事館は彼を鳥類密猟の指導者としてマークするほど要注意人物であった。

この杉江が、1908年、北西ハワイ諸島海域では珍しく飲料水が入手可能な島であるレイサン島に寄港した時に、マックス・シュレンマーと出会い、鳥類の密猟を回避し、より合法的な形で鳥類捕獲を行うため、同氏の租借権に対して一定の報酬を支払うことで、鳥類捕獲の獲得権を得る話をつけ、その話を山内に持ちかけ、マックス・シュレンマーの来日となり、山内、鷺山との契約に至ったのである。

杉江は北西ハワイ諸島での鳥類密猟のプロであり、山内は元逓信省の技師で密猟の鳥類を扱うダミー会社の中心人物、鷺山は日本漁業株式会社の支配人であり、勲5等が下付された逓信省の元官僚であった。ここに杉江の北西ハワイ諸島での鳥類捕獲の経験と、山内、鷺山の農商務省遠洋漁業奨励金の受け皿としての日本漁業株式会社が結びつき、奨励金目的外の巨利を得る鳥類密猟事業の構図が浮かび上がってきた。

このような官憲による調査によって、鳥類密猟事件の実態が明らかになった中、6月10日、ホノルルから日本人18名が送還され横浜に着いた。直ちに横浜水上警察署において、取り調べが行われた。派遣された労働者は、すべて男性であり、54歳が1名いたが、多くは20歳代、30歳代であり、その出身地は福島県の4名、東京都4名、静岡県2名など出身地は全国に広がっており、沖縄出身者も1名いた。23名の労働者のうち、15名がレイサン島、

8名がリシアンスキー島で約1年間分の食料を与えられ、捕鳥、剥製作業に従事していたが、1910年(明治43)1月16日、アメリカの巡邏船が現れ、鳥類密猟の容疑で逮捕され、ホノルルに連行、ヲハヨウ監獄に収容された。その後、地方裁判所で尋問を受けたが、マックス・シュレンマーとの契約書を提示し、3月15日に情状酌量として24時間の拘禁を受けただけであり、その後もマックス・シュレンマーの審議における証人の必要から抑留されていたが、その間1日1ドル50セントの手当を受け、待遇は極めて良かった。なお、捕獲した鳥類30万羽、羽毛1,500貫などは没収され、アメリカ本土で12万ドルで売却されたとの新聞報道について述べている。

#### 4. あとがき

日本人による北西ハワイ諸島へのバードラッシュは、アメリカ政府による1903年(明治36)の鳥類捕獲禁止令、さらに1909年(明治42)のアメリカ大統領ルーズベルトの「鳥類保護法」の発布以降も絶えることはなかった。このバードラッシュの背景には、榎本武揚が推進した遠洋漁業奨励政策の影響が大きく、1898年(明治31)から実施された遠洋漁業奨励法による多額の奨励金を得た漁業会社の中には、目的の漁業よりも大きな利益の得る鳥類密猟に走ったものもあり、本論文ではハームズ環礁やレイサン島での仲介者を介した組織的な密猟の構図を明らかにした。特に、後者のレイサン島では、鳥類捕獲の見返りとして、借地人には多額のコミッション料を支払い、その契約に借地人を東京まで呼んでおり、いかに鳥類捕獲の利益が大きかったかが伺える。

#### 〈付記〉

本稿は、2005～2007年度科学研究費補助金基盤研究(B)課題番号:17320137「南海地域における琉球の歴史地理的実態に関する総合的研究」(研究代表者 高橋誠一)の研究費の一部を利用した。

#### 注

- 1) 平岡昭利「アホウドリと南の島々」歴史と地理 593、2006、34～41頁。  
平岡昭利「鳥島開拓と借地継続の経緯について—八丈島と大東島を結ぶ島の一考察」(関西大学文学部地

理学教室編『地理学の諸相』大明堂、1998) 343～362頁。

平岡昭利「南鳥島の領有と経営—アホウドリから鳥糞・リン鉱採取へ」歴史地理学 45-4、2003、1～14頁。

平岡昭利「明治前期における尖閣諸島への日本人の進出と古賀辰四郎」人文地理 57-5、2005、45～60頁。

- 2) John L. Culliney., *Islands in a Far Sea—Nature and Man in Hawaii*, Sierra Club Books, 1988, p.146.
- 3) Skaggs, J., *The Great Guano Rush—Entrepreneurs and American Overseas Expansion*, St. Martin's Griffin, 1994, pp.1～225.
- 4) 平岡昭利「明治期における北西ハワイ諸島への日本人の進出と主権問題」歴史地理学 48-5、2006、19～29頁。
- 5) 平岡昭利「北西ハワイ諸島における1904年前後の鳥類密猟事件—バードラッシュの—コマ」下関市立大学創立50周年記念論文集、2007、139～147頁。
- 6) 1908年12月19日付ニューヨークタイムズ“Marooned in Mid Pacific”.
- 7) 米国領「ハームスリーフ」ニ於テ米國太平洋「コマシャル・ケーブル」会社所有船フロレンスワード号本邦漁夫救助一件、1908、国立公文書館所蔵。
- 8) 1908年11月26日付アドバタイザー“Japanese Poachers on Island to Wind ward”.
- 9) 前掲7)
- 10) ハワイ・ビショップミュージアムの研究者で、南鳥島事件の際、同島に上陸し調査を行った。
- 11) 1904年～1905年にかけて行われた日米両政府による海鳥捕獲禁止に関する合意協定を指すものと考えられる。
- 12) 前掲7)
- 13) 前掲7)
- 14) 『国家及領域問題ニ関スル雑件—各国版図関係第3巻』外務省記録1-4-1-12の『『ミッドウェー』其他諸島ニ関スル件』外交史料館所蔵。
- 15) 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』平凡社、1981、139～163頁。
- 16) 農商務省水産局編『遠洋漁業奨励事業成績』1918、22～96頁。
- 17) マックス・シュレンマーの事業については、前掲2) pp.146～148に詳しい。
- 18) 前掲14)
- 19) 前掲14)
- 20) 前掲14)
- 21) 前掲14)によるが、前掲2) p147には無罪となったと記述されている。
- 22) 前掲14)